

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー
憲章に関する議定書

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書

前文

この議定書の締約国は、

千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によつて採択された欧州エネルギー憲章並びに特にエネルギー効率及び関係する環境保護の分野において協力が必要であるという同憲章において示された宣言を考慮し、

千九百九十四年十二月十七日から千九百九十五年六月十六日まで署名のために開放されているエネルギー憲章に関する条約を考慮し、

エネルギー効率及びエネルギー・サイクルの環境上の側面に関連する国際機関及び国際的な場において行われている作業に留意し、

エネルギー効率のための措置であつて費用対効果の大きいものの実施によつてエネルギー供給の安定性が向上し並びに著しい経済上及び環境上の利益が得られること並びにこれらのことが経済の再編成及び生活水

準の向上にとって重要であることを認識し、

エネルギー効率の向上がエネルギー・サイクルにおける環境上の悪影響（特に、地球温暖化及び酸性化）を軽減することを認識し、

市場における競争が可能な限りエネルギーの価格に反映されるべきであることを確信し、市場指向型の価格の形成（特に、環境上の費用及び利益の価格への一層十分な反映）を確保し、並びにこのような価格形成がエネルギー効率及びこれに関する環境保護の進展に不可欠であることを認識し、

エネルギー効率のための措置を促進し及び実施するに当たって民間部門（中小企業を含む。）が不可欠の役割を果たすことを評価し、並びにエネルギー効率に関する経済的に実行可能な投資のための有利な制度上の枠組みを確保することを意図し、

商業的な形態による協力が、政府間の協力（特に、エネルギー政策の作成及び分析に関する分野並びにエネルギー効率を高めるために不可欠であるが民間による資金供与には適しないその他の分野におけるもの）によって補完されることを必要とすることがあることを認識し、

エネルギー効率及び関係する環境保護の分野において協力的かつ協調的な措置をとること並びに可能な限

り経済的かつ効率的にエネルギーを使用するための枠組みについて定める議定書を採択することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 議定書の適用範囲及び目的

(1) この議定書は、重要なエネルギー源としてエネルギー効率を高め及びその結果としてエネルギー体系における望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則を定める。さらに、この議定書は、エネルギー効率に関する計画の作成についての指針を定め、協力の分野を示し、及び協力的かつ協調的に活動を行うための枠組みを定める。このような活動は、エネルギーの探査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び消費を含むものとし、経済上のいずれの部門についても関係を有することができる。

(2) この議定書の目的は、次のとおりとする。

- (a) エネルギー効率に関する政策であつて持続可能な開発に適合するものを促進すること。
- (b) 生産者及び消費者に対し可能な限り経済的、効率的かつ環境上適正にエネルギーを使用するよう促す

ための枠組みを、特に、効率的なエネルギー市場を形成し並びに環境上の費用及び利益を一層十分に価格に反映させることを通じて、創設すること。

- (c) エネルギー効率の分野における協力を促進すること。

第二条 定義

この議定書において、

- (1) 「憲章」とは、千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によって採択された欧州エネルギー憲章をいう。当該結論文書への署名は、憲章への署名とみなす。

- (2) 「締約国」とは、この議定書に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの議定書の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

- (3) 「地域的な経済統合のための機関」とは、国によって構成される機関であつて、この議定書が規律する事項を含む特定の事項に関し当該国から権限（当該特定の事項に関して、当該国に対して拘束力を有する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けたものをいう。

(4) 「エネルギー・サイクル」とは、エネルギーに関する一連の活動の全体をいい、各種のエネルギーの調査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び消費に関連する活動、廃棄物の処理及び処分並びにこれらの活動の停止又は終了であつて有害な環境上の影響を最小にとどめるためのものを含む。

(5) 「費用対効果」とは、一定の目的を最小の費用によつて達成すること又は一定の費用によつて最大限の利益をもたらすことをいう。

(6) 「エネルギー効率の向上」とは、生産に必要なエネルギーの量を減少させる一方で、生産における質又は性能を低下させることなく物品又はサービスの同一単位の生産を維持するように行動することをいう。

(7) 「環境上の影響」とは、ある一定の活動が環境（人の健康及び安全、動植物、土壌、空気、水、気候、景観並びに歴史的建造物その他の物理的構造物又はこれらの要素の間の相互作用を含む。）に及ぼすあらゆる影響をいう。「環境上の影響」には、これらの要素の変化が文化遺産又は社会経済状況に及ぼす影響を含む。

第二部 政策上の原則

第三条 基本原則

締約国は、次の原則を指針とする。

(1) 締約国は、エネルギー効率に関する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には、相互に援助する。

(2) 締約国は、エネルギー効率に関する政策及び適当な法令上の枠組みであって、特に次のことを促進するためのものを確立する。

(a) 市場機構の効果的な運営（特に、市場指向型の価格の形成並びに環境上の費用及び利益の価格への一層十分な反映）

(b) エネルギー効率に関する障害の削減及びこの削減を通じた投資の促進

(c) エネルギー効率に関する提案に資金供与を行うための制度

(d) 教育及び啓発

(e) 技術の普及及び移転

(f) 法令上の枠組みの透明性

(3) 締約国は、エネルギー・サイクル全体にわたって十分にエネルギー効率の利益が得られるよう努力す

る。このため、締約国は、環境上の側面に妥当な考慮を払いつつ、その権限の範囲内で可能な限り、費用対効果及び経済効率に基づいたエネルギー効率に関する政策及び協力的又は協調的な措置を作成し及び実施する。

(4) エネルギー効率に関する政策には、従前の慣行の調整に係る短期の措置及びエネルギー・サイクル全体にわたるエネルギー効率の向上に係る長期の措置の双方を含む。

(5) 締約国は、この議定書の目的を達成するために協力するに当たり、締約国間において悪影響及びその軽減のための費用に相違があることを考慮する。

(6) 締約国は、民間部門が不可欠の役割を果たすことを認識する。締約国は、エネルギー事業者、責任のある当局及び専門的な機関による措置並びに産業界と行政官庁との間の緊密な協力を奨励する。

(7) 協力的又は協調的な措置については、環境の保護及び改善を目的とする国際協定であつてこの議定書の締約国が締約国であるものにおいて採択されている原則を考慮する。

(8) 締約国は、適当な国際機関その他の機関の活動及び専門的知識を十分に利用するものとし、重複を避けるよう留意する。

第四条 責任の分担及び調整

締約国は、エネルギー効率に関する政策が、自国の責任のあるすべての当局の間で調整されることを確保するよう努力する。

第五条 戦略及び政策目標

締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギー・サイクルの環境上の影響を軽減するため、自国の固有のエネルギー事情との関係において適切な戦略及び政策目標を作成する。この戦略及び政策目標は、利害関係を有するすべての者にとって透明性を有するものとする。

第六条 資金供与及び資金上の奨励措置

(1) 締約国は、エネルギー効率及びエネルギーに関係する環境保護に関する投資に資金を供与するための新たな取組方法及び方式（例えば、合併事業に関するエネルギーの利用者と外部の投資家との間の取決め）（以下「第三者による資金供与」という。）（ ）の実施を奨励する。

(2) 締約国は、エネルギー効率の向上及びエネルギー効率に関する環境保護に関する投資を促進するため、民間の資本市場及び既存の国際金融機関の利用並びにこれらへのアクセスの促進について努力する。

(3) 締約国は、エネルギー効率の高い技術、産品及びサービスの市場への浸透を促進するため、エネルギー憲章に関する条約上及び自国が負っているその他の国際法上の義務に従い、エネルギーの利用者に対する財政上又は資金上の奨励措置をとることができる。締約国は、透明性を確保し及び国際市場の歪みゆがを最小にする方法でこれらの措置をとるよう努力する。

第七条 エネルギー効率の高い技術の促進

(1) 締約国は、エネルギー憲章に関する条約に従い、エネルギー効率が高くかつ環境上適正な技術並びにエネルギーに関係を有するサービス及び経営慣行についての商業上の取引及び協力を奨励する。

(2) 締約国は、(1)に規定する技術、サービス及び経営慣行をエネルギー・サイクル全体にわたって使用することを促進する。

第八条 国内計画

(1) 締約国は、第五条の規定に従って作成した政策目標を達成するため、自国の状況に最も適したエネルギー効率に関する計画を作成し、実施し及び定期的に更新する。

(2) (1)の計画には、次のような活動を含めることができる。

- (a) 意思決定の指針となる長期のエネルギー需給の見通しの作成
- (b) 実施した措置がエネルギー、環境及び経済に関して及ぼした影響についての評価
- (c) エネルギーを使用する機材の効率を向上させるための基準の決定及び貿易を歪めることを回避するた
めにこれらの基準を国際的に調和させる努力
- (d) 民間の発意及び産業上の協力（合併事業を含む。）の発展及び奨励
- (e) 経済的に実行可能かつ環境上適正な最もエネルギー効率の高い技術の利用の促進
- (f) エネルギー効率の向上に関する投資のための革新的な取組方法（例えば、第三者による資金供与及び
共同で行われる資金供与）の奨励
- (g) 適当なエネルギー需給バランス表及びデータベース（例えば、エネルギー需要に関する十分詳細な
データ及びエネルギー効率の向上のための技術に関するデータを含むもの）の作成
- (h) 助言及び相談を行う業務（公の又は民間の産業又は事業により行われる業務であつて、エネルギー効
率に関する計画及びエネルギー効率の高い技術に関する情報を提供し並びに消費者及び企業を支援する
もの）の創設の促進

(i) 熱電併給システム並びに地域において建物及び産業のために熱を生産しかつ供給するシステムの効率を高めるための措置に対する支援並びにこれらの促進

(j) 政策を作成し及び実施するための十分な資金及び職員を有するエネルギー効率に関する専門的な機関（適当な規模のもの）の設立

(3) 締約国は、エネルギー効率に関する計画を実施するための制度上及び法律上の十分な基盤が存在することを確保する。

第三部 国際協力

第九条 協力の分野

締約国間の協力は、適当な形態をとることができる。あり得る協力の分野については、附属書に掲げる。

第四部 管理上の措置及び法的措置

第十条 憲章会議の役割

(1) 憲章会議がこの議定書に従って行うすべての決定は、この議定書の締約国であるエネルギー憲章に関する条約の締約国のみによって行われる。

(2) 憲章会議は、この議定書の効力発生の後百八十日以内に、この議定書の実施状況を常時検討し及び促進するための手続（報告に関する義務を含む。）並びに前条の規定に基づく協力の分野を特定するための手続を採択するよう努力する。

第十一条 事務局及び財政

(1) エネルギー憲章に関する条約第三十五条の規定に基づいて設立される事務局は、憲章会議に対し、この議定書に基づく憲章会議の任務の遂行に必要なすべての援助を与えるものとし、また、憲章会議が承認することを条件として、議定書の実施を支援するために随時必要とされる他の役務を提供する。

(2) この議定書から生ずる事務局及び憲章会議の費用については、締約国がその支払能力に従って負担する。この支払能力については、エネルギー憲章に関する条約附属書Bに定める方法に従って決定する。

第十二条 投票

(1) 次のことについて決定を行うためには、これらが決定される憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の全会一致の合意を必要とする。

(a) この議定書の改正を採択すること。

(b) 第十六条の規定に基づいてこの議定書に加入することを承認すること。

締約国は、この議定書上憲章会議の決定を必要とするその他の事項についてコンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサス方式により合意に達しない場合には、予算に関係しない事項についての決定は、当該決定を行う憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三の多数による議決で行う。

予算に関する事項についての決定は、前条(2)に定める分担金の額が合計で分担金の総額の四分の三以上となる締約国の限定多数による議決で行う。

(2) この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずることの議定書の締約国をいう。もつとも、憲章会議は、締約国が通信によって決定を行うことができるようにするための手続規則について決定することができる。

(3) この条に規定する決定は、予算に関する事項について(1)に規定する場合を除くほか、締約国の単純多数の支持がない限り、無効とする。

(4) 地域的な経済統合のための機関は、投票に当たり、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の

票を有する。もつとも、当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

(5) 憲章会議は、この議定書に基づく締約国の財政上の義務の履行が持続的に遅滞する場合には、当該締約国の投票権の全部又は一部を停止することができる。

第十三条 エネルギー憲章に関する条約との関係

(1) この議定書とエネルギー憲章に関する条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、エネルギー憲章に関する条約が優先する。

(2) 第十条(1)及び前条(1)から(3)までの規定は、この議定書の改正であつてエネルギー憲章に関する条約に基づいて設置される憲章会議又は事務局に対して義務又は任務を課するものに関する憲章会議における投票については、適用しない。

第五部 最終規定

第十四条 署名

この議定書は、千九百九十四年十二月十七日から千九百九十五年六月十六日まで、リスボンにおいて、憲

章及びエネルギー憲章に関する条約にその代表が署名した国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第十五条 批准、受諾又は承認

この議定書は、署名国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第十六条 加入

この議定書は、この議定書の署名のための期間の終了後は、憲章会議が承認する条件で、憲章に署名し、かつ、エネルギー憲章に関する条約の締約国である国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第十七条 改正

- (1) 締約国は、この議定書の改正を提案することができる。
- (2) この議定書の改正案は、憲章会議による採択のために提案される日の少なくとも三箇月前に事務局が締約国に通報する。

(3) 憲章会議が採択したこの議定書の改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者が批准、受諾又は承認のためすべての締約国に提出する。

(4) この議定書の改正の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。当該改正は、締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後三十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後三十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第十八条 効力発生

(1) この議定書は、国若しくは地域的な経済統合のための機関（憲章の署名国であり、かつ、エネルギー憲章に関する条約の締約国であるもの）による十五番目の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の日の後三十日目の日又はエネルギー憲章に関する条約が効力を生ずる日と同じ日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

(2) この議定書は、自己についてエネルギー憲章に関する条約が効力を生じている国又は地域的な経済統合のための機関であつて、この議定書が(1)の規定に従つて効力を生じた後この議定書を批准し、受諾し若し

くは承認し又はこれに加入するものについては、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(3) 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、(1)の規定の適用上、当該機関の構成国に よって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第十九条 留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第二十条 脱退

(1) 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後いつでも、寄託者に対し、この議定書から脱退する旨の書面による通告を行うことができる。

(2) エネルギー憲章に関する条約から脱退する締約国は、この議定書からも脱退したものとみなす。

(3) (1)の脱退が効力を生ずる日は、寄託者が脱退の通告を受領した後九十日目の日とする。(2)の脱退が効力を生ずる日は、エネルギー憲章に関する条約からの脱退が効力を生ずる日と同じ日とする。

第二十一条 寄託者

ポルトガル共和国政府は、この議定書の寄託者とする。

第二十二條 正文

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書に署名した。この議定書の原本は、ポルトガル共和国政府に寄託する。

千九百九十四年十二月十七日にリスボンで作成した。

附属書 第九条に規定するあり得る協力の分野の一覧表（例示的であり、すべてを網羅したものではないもの）

エネルギー効率に関する計画の作成（エネルギー効率に関する障害及び可能性の特定を含む。）並びにエネルギーに関する表示及びエネルギー効率の基準の作成

エネルギー・サイクルが及ぼす環境上の影響についての評価

経済上及び法令上の措置の策定

技術移転、技術協力及び産業上の合併事業（所有権に関する国際的な制度及び他の適用のある国際協定に従ったもの）

研究開発

教育、訓練、情報及び統計

外的な費用及び利益（特に環境上の費用及び利益）を考慮するための措置（例えば、財政上の措置その他市場に基づく手段をいい、取引可能な許可に係るものを含む。）の特定及び評価

エネルギーに関する分析及び政策の作成

エネルギー効率に関する可能性の評価

エネルギー需要に関する分析及び統計

法令上の措置の策定

資源に関する統合的な計画及び需要の管理

環境上の影響の評価（エネルギーに関する主要な事業計画に関するものを含む。）

エネルギー効率の向上及び環境上の目的のための経済上の手段の評価

炭化水素の精製、転換、輸送及び分配におけるエネルギー効率の分析

発電及び送電におけるエネルギー効率の向上

熱電併給システム

施設の構成部分（ボイラー、タービン、発電機等）

関連する施設の統合

建築部門におけるエネルギー効率の向上

断熱基準、受動的太陽熱利用及び換気

暖房及び空気調和システム

高い効率を有するバーナーであって窒素酸化物の排出量の少ないもの測定に関する技術及び個別の測定

家庭用機器及び照明

地方自治体及び地域社会のサービス

地域暖房システム

ガスの効率的な供給システム

エネルギーの計画作成に係る技術

都市その他の関連する地域団体の間の提携

都市及び公共建築物におけるエネルギーの管理

廃棄物の処理及び廃棄物からのエネルギーの回収

産業部門におけるエネルギー効率の向上

合併事業

エネルギーの段階的利用、熱電併給システム及び廃熱の利用

エネルギーの検査

運輸部門におけるエネルギー効率の向上

自動車の性能に関する基準

効率的な輸送基盤の整備

情報

啓発

データベース（アクセス、技術仕様及び情報システムに係るもの）

技術情報の普及、収集及び取りまとめ

行動に関する研究

訓練及び教育

エネルギー分野の経営者、公務員、技術者及び学生の交流

国際的な訓練課程の編成

資金供与

法的枠組みの作成

第三者による資金供与

合併事業

共同で行われる資金供与